

新旧対照表

札幌市アイヌ施策実施プラン

令和元年9月20日認定（令和元年12月6日変更認定）

（下線部は変更部分）

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">アイヌ施策推進地域計画</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>(1) 文化振興事業 事業内容：4-1に記載する事業のうち「アイヌ伝統的生活空間の再生事業」、4-2に記載する事業のうち「アイヌ伝統文化振興事業」 事業期間：令和元年度～令和5年度 事業費：<u>80,063</u>千円</p> <p>(2) 地域・産業振興事業 事業内容：4-3と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度 事業費：<u>412,785</u>千円</p> <p>(3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4-4に記載する事業のうち「児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業」 事業期間：令和元年度～令和5年度 事業費：<u>108,276</u>千円</p> <p>7～ （略）</p>	<p style="text-align: center;">アイヌ施策推進地域計画</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>(1) 文化振興事業 事業内容：4-1に記載する事業のうち「アイヌ伝統的生活空間の再生事業」、4-2に記載する事業のうち「アイヌ伝統文化振興事業」 事業期間：令和元年度～令和5年度 事業費：82,934千円</p> <p>(2) 地域・産業振興事業 事業内容：4-3と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度 事業費：437,445千円</p> <p>(3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4-4に記載する事業のうち「児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業」 事業期間：令和元年度～令和5年度 事業費：111,682千円</p> <p>7～ （略）</p>

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

札幌市アイヌ施策実施プラン

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道札幌市

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

札幌市には、札幌アイヌ協会をはじめ、多くのアイヌ関連団体が存在し、札幌アイヌ協会の事務局が所在する「札幌市アイヌ文化交流センター」や、「札幌市共同利用館」(旧札幌市生活館)などを活動の拠点として、アイヌ伝統的儀式の実施・再現、アイヌ文様作品の制作、古式舞踊の披露や伝統的作物の栽培など、様々なアイヌ文化の保存・伝承等の活動が行われている。

札幌市のアイヌ施策としては、平成22年9月、アイヌ民族に関わる施策を総合的に推進する初めての計画である「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定し、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を目指して、市内のアイヌ関連団体と連携・協力しながら、様々な施策を推進している。

また、平成31年3月には、札幌観光・北海道観光の玄関口の一つである地下鉄南北線さっぽろ駅構内に「アイヌ文化を発信する空間」(愛称：ミナパ)を整備し、札幌市民はもとより、国内外からの観光客に対して、アイヌ民族の歴史や文化への理解促進にも取り組んでいるところである。

アイヌ関連団体の活動や本市施策の展開により、市民の関心は高まりつつあるものの、アイヌの歴史や文化等に関する理解が十分とは言えない状況であるほか、アイヌ関連団体会員の高齢化などにより、アイヌ文化等の保存・伝承活動の担い手が不足している状況となっている。

こうした課題があることから、アイヌ文化等の保存・伝承活動の担い手を確保するため、文化伝承のための講座や、アイヌの児童生徒への学習支援などの取組を推進するとともに、市民の関心・理解をより一層高めるため、アイヌ文化等に触れる機会をさらに増加させる必要がある。

【アイヌ関連団体】

札幌アイヌ協会（設立：昭和46年12月）

【アイヌ民族関連施設】

①札幌市アイヌ文化交流センター（札幌市南区小金湯27番地）

「アイヌ民族と市民との交流促進」、「アイヌ文化の保存・伝承と創造」、「生活館機能の充実と強化」の3つを柱として平成15年12月開館。アイヌの人々の生活相談・教育相談などを行う生活館機能のほか、交流ホール、レクチャールーム、会議室等の貸館や、「見て、触れて、体験して」をコンセプトとした展示室（復元生活民具約300点）、アイヌ関連資料の閲覧スペース、コタンノミ等の祭事も執り行えるチセ等の屋外展示施設なども備えた多機能型交流施設。

②札幌市共同利用館（札幌市白石区本通20丁目南1番56号）

市民の生活文化向上と社会福祉増進を図ることを目的として、昭和53年に整備。札幌市アイヌ文化交流センターの開館により生活館機能は廃止したが、その後も継続して、アイヌの人々の生活相談業務、アイヌ文化の伝承活動等のための交流施設として活用している。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の歴史や伝統文化に対する市民の理解を深めることにより、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指す。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
K P I	体験交流事業 参加者数	文化体験講座 参加者数	アイヌ文化交流 センター来館者数
令和元年度 (基準年度)	—	240人／年間	53,000人／年間
令和2年度	150人／年間	240人／年間	54,000人／年間
令和3年度 (中間目標)	150人／年間	300人／年間	58,000人／年間
令和4年度	150人／年間	300人／年間	60,000人／年間
令和5年度 (最終目標)	150人／年間	300人／年間	62,000人／年間

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
K P I	民族共生象徴空間 バスツアー参加者数	アイヌ民芸品 販売会購買者数	体験プログラム 参加学校数
令和元年度 (基準年度)	—	(調査・PR準備)	130校/年間
令和2年度	1,000人/年間	850人/年間	130校/年間
令和3年度 (中間目標)	1,000人/年間	900人/年間	130校/年間
令和4年度	1,000人/年間	950人/年間	130校/年間
令和5年度 (最終目標)	1,000人/年間	1,000人/年間	130校/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■アイヌ伝統的生活空間の再生事業

アイヌ民族の伝統文化活動に必要な穀物や野草等の自然素材の確保が可能となるよう環境を整備する。また、この空間において確保された自然素材を使ってアイヌ文化の体験交流を行うとともに、体験交流を通じた人材の育成等を行う。

■アイヌ関連団体の取組に対する補助事業

アイヌ民族の歴史や文化に関するシンポジウムやアイヌミュージックコンサート、アイヌ民族の伝統文化である儀式の再現など、アイヌ関連団体が行うアイヌ伝統文化の保存・継承・振興の取組に対して支援を行う。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ文化を発信する空間事業

地下鉄南北線さっぽろ駅構内に整備した「アイヌ文化を発信する空間」を活用し、アイヌ民族の歴史や文化に対する理解の促進に取り組むとともに、民族共生象徴空間などの北海道内アイヌ関連施設の情報発信を行う。

■アイヌ伝統文化振興事業

アイヌ語やアイヌ文様刺繍などの市民を対象としたアイヌ伝統文化の体験講座を

行うとともに、アイヌ文様タペストリーを市民とアイヌ刺繍作家で共同制作し、市民の目に触れやすい場所にアイヌ文様タペストリーを展示する。また、アイヌ文化交流センターにおいて、アイヌの人々による伝統楽器の演奏や古式舞踊の披露・市民体験等のイベントを行うほか、札幌駅前通地下歩行空間や大通公園などの公共空間を活用し、古式舞踊の披露やアイヌ文化体験コーナーの設置等を行う。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化交流センターリフレッシュ事業

アイヌ文化交流センターにおいて、ライトコート（中庭）及びレストコーナーをアイヌ食文化の発信スペースとしてリニューアルするとともに、アイヌ民族衣装の着物やマタンプシなどを着用して写真撮影することができる記念撮影コーナーを設置する。そのほか、刺繍や木彫りなどの文化体験コーナーの設置、展示物解説等の多言語化や音声案内システムの設置など、来館者が閲覧しやすい環境を整備する。

■アイヌ文化関連の観光プロモーション事業

札幌を代表する観光資源「さっぽろ雪まつり」の会場の一部において、アイヌ文化をテーマとした会場づくりを行い、アイヌ文化等の発信を行う。また、北方圏の文化等も題材とした3年に一度の芸術の祭典「札幌国際芸術祭（SIAF）」と連携し、アイヌ文化関連の見学を行うバスツアーの設定、アイヌ語による広報（パンフレット、展示案内等の一部）等を実施する。そのほか、民族共生象徴空間のPRを兼ねたイベントの開催や、民族共生象徴空間とアイヌ文化交流センターを巡るバスツアーの設定などを行う。

■アイヌ文化のブランド化推進事業

アイヌ文化に関連した新たな商品の開発、販売会・展示会へのテスト出展等によるマーケティング強化、販路の開拓や情報発信などのプロモーションを行う。また、札幌駅前通地下歩行空間等を活用し、アイヌ民工芸品の販売会を行うほか、アイヌ民工芸品販売ショップの開設及び運営等を行う。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■札幌市アイヌ文化交流センター等管理運営事業

札幌市アイヌ文化交流センター及び札幌市共同利用館の管理運営等を行う。

■児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業

夏季休業及び冬季休業期間を活用し、アイヌの児童生徒に対する学習支援を行う

ほか、アイヌ文化交流センター等において、小中高校生に対するアイヌ文化を体験するプログラムの提供を行う。また、アイヌ文化交流センターや民族共生象徴空間における体験学習のほか、伝統楽器「ムックリ」の体験機会の提供、「トンコリ」の貸出等を行う。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和6年（2024年）3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1に記載する事業のうち「アイヌ伝統的生活空間の再生事業」、4-2に記載する事業のうち「アイヌ伝統文化振興事業」

事業期間：令和元年度～令和5年度

事業費：80,063千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度

事業費：412,785千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4に記載する事業のうち「児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業」

事業期間：令和元年度～令和5年度

事業費：108,276千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4-1に記載する事業は、アイヌ民族の伝統文化活動を推進し、伝統文化を保存・継承・振興することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものである。

■ 4-2に記載する事業は、先住民族であるアイヌ民族の歴史・文化に関する情報

を発信し、市民のアイヌ文化等に対する理解を促進することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものである。

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化の保存・継承・振興の拠点である札幌市アイヌ文化交流センター機能の充実、アイヌ文化関連の観光プロモーションや、アイヌ文化のブランド化推進を展開することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものである。

■ 4-4に記載する事業は、児童生徒がアイヌ文化等に触れる機会を創出することで興味を喚起し、アイヌ文化に対する理解を促進することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4に記載の事業については、札幌市が直接又は委託により実施するものであるが、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6に記載の事業については、各事業のそれぞれの所管部局において、確実かつ効率的に実施することのできる事業者を選定する。

■外部の意見聴取

当該アイヌ施策推進地域計画の策定に当たっては、アイヌ民族、有識者、公募による市民で構成された「札幌市アイヌ施策推進委員会」の場において、意見を聴取しているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 評価の手法

3に記載するKPIである体験交流事業参加者数、文化体験講座参加者数、アイヌ文化交流センター来館者数、民族共生象徴空間バスツアー参加者数、アイヌ民芸品販売会購買者数、体験プログラム参加学校数について、実績値を公表する。また、札幌市アイヌ施策推進委員会において、目標の達成状況等について検証する。

(2) 評価の時期及び内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度5月頃に札幌市アイヌ施策推進委員会による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 評価結果の公表

目標の達成状況に係る評価結果については、毎年、市公式ホームページにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

(1) 当該事業の必要性等

札幌市は、石狩平野の南西部に位置し、東は石狩川から野幌原始林にかけての低地帯、西は手稲山系、南は支笏洞爺国立公園に連なる一大山地、北は日本海に隣接する石狩砂丘地に囲まれた全国屈指の広大な面積を有した都市である。

森林面積は71,180haで森林率は約63%となっており、そのうち約79%が国有林で占められている。

アイヌの人たちは、伝統的な儀式に用いるイナウ（木製の祭具）をはじめとする各種の生活用具を、周辺の森林から採取した樹木の枝・幹等の林産物を材料として制作してきた。

こうした林産物の採取は、入山や購入に係る手続きの煩雑さから国有林野では行われておらず、専ら民有林で事前に所有者から了解を得た上で行われているが、採取する樹木等の減少により、民有林での採取が困難になりつつあり、国有林で採取できるようにならないかとの要望がアイヌの人々から出されている。

今回の共用林野制度の特例措置により、こうした課題を解決し、アイヌ伝統文化の保存・継承・振興を図っていく方針である。

(2) 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的

【祭具の材料】

カラマツ（枝のみ）、ヤナギ

【民具の材料・イオル再生事業（体験交流）】

イチイ、オヒョウ（樹皮）、ガマ、サクラ、サルナシ、ブドウ

【アイヌ料理の材料・イオル再生事業（体験交流）】

アサツキ、アズキナ、エゾノリュウキンカ、オオウバユリ、キハダの実、コゴミ、ツチマメ、ニリンソウ、ヒシの実、ヤマブドウ

(3) 当該事業により採取する林産物の概ねの数量

採取する林産物の数量は、国有林野から採取可能な量として資源状況等を確認した上で設定

(4) 林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署の名称

場所：札幌市内 国有林野

管轄：石狩森林管理署

(5) 予定する契約者

札幌市

(6) 予定する共用者

札幌市内に居住する者であって、アイヌ文化の保存・継承・振興のために共用林野から林産物の採取を行うことが必要な者

(7) 森林管理署との調整状況

令和元年8月26日に札幌市から計画の概要を説明し、概ね了解を得ている。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし。